

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 宇野 総一郎

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

【報告義務発生日】 平成26年2月3日

【提出日】 平成27年12月25日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	J C R ファーマ株式会社
証券コード	4552
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	グラクソ グループ リミテッド (Glaxo Group Limited)
住所又は本店所在地	英国、ティーダブル8 9ジーエス、ミドルセックス、ブレントフォード、グ レート ウェスト ロード 980
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和10年10月14日
代表者氏名	エディンバラ ファーマシューティカル インダストリーズ リミテッド (Edinburgh Pharmaceuticals Industries Limited)
代表者役職	コーポレート ディレクター
事業内容	資金提供や特許管理によるグラクソ・スミスクライングループへの研究開発 支援、並びにグラクソ・スミスクライングループ関連企業の持株管理及び持 株会社の投資資産管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 宇治 佑星
電話番号	03-6889-7000

(2)【保有目的】

業務提携を目的とした政策投資。取締役の選定。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	7,986,923		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 7,986,923	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		7,986,923
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成26年2月3日現在)	V	32,421,577
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		24.63
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		24.63

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、提出者、発行者、グラクソ・スミスクライン株式会社（以下「GSK」といいます。）及びグラクソ・スミスクライン・インテレクチュアルプロパティ・ディベロプメント・リミテッドとの間で2014年2月3日に締結された Amended and Restated Master Agreementにおいて、発行者が特定の製品に関する研究開発活動を継続しており、かつ、当該研究開発活動により開発されている製品に関して提出者が未行使の権利（発行者との間でコ・プロモーションを行う選択権）を有している場合に、提出者が、提出者、発行者及びGSKとの間で2009年12月18日に締結されたMaster Agreementに基づき取得した発行者の株式（3,500,000株）を売却するときは、発行者と事前に協議を行う（ただし、売却の相手方が提出者の関連会社である場合で、当該相手方が、Amended and Restated Master Agreementにおける発行者株式の所有に関する所定の条件に従うことに同意するときは、発行者との事前の協議を要しない）旨を約しています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	8,655,969
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	8,655,969

「自己資金額（W）」、「その他金額計（Y）」、「上記（Y）の内訳」及び「取得資金合計（W+X+Y）」について、平成22年3月19日付で取得した新株予約権156個は、上記自己資金額のうち811,200千円及び提出者が保有する発行者の普通株式150,000株を対価として取得したものであり、当該新株予約権の取得総額を具体的に定めていないため、当該普通株式150,000株により取得した新株予約権の個数は不明です。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地